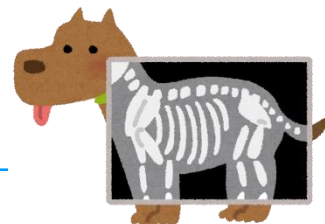


# 飼育動物診療施設の変更届をお忘れなく

- ① 開設者の氏名・住所
- ② 管理者の氏名・住所
- ③ 診療業務を行う獣医師（新規採用、異動）
- ④ 診療施設の名称
- ⑤ 診療施設の構造設備（部分的な改築など）
- ⑥ エックス線装置に関する事項（装置の変更など）
- ⑦ 診療の業務の種類
- ⑧ 法人の場合、定款



## 上記変更が生じたとき、10日以内に

オホーツク総合振興局農務課または網走家畜保健衛生所  
まで届出事項変更届出書を提出ください。

(別記第1号様式その3)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/shinryoushitsu.htm>

ただし、以下のようなケースでは現施設の廃止届と新施設の  
開設届が必要です

- 開設者の変更（法人化など）
- 診療施設の移転
- 診療施設の全面改築



ご不明な点は北海道網走家畜保健衛生所  
獣医事担当者まで！

電話：(0157)36-0725

FAX：(0157)36-5801

メールアドレス：abashiri-kaho.12@pref.hokkaido.lg.jp

(アバシリ-カホ.イチニ@プレフ.ホッカイドウ.エルジー.ジェイピー)



獣医事・薬事等のメール連絡先が  
変わりましたのでご注意くださいませ